

書評 二井仁美著

『留岡幸助と家庭学校』

(不二出版・2010年)

中 島 広 樹

1. 本書は、標題通り「家庭学校」という今日も活動を続ける私立感化院（児童自立支援施設）を100年以上も前に開き、わが国の非行少年保護事業を推進した留岡幸助と、彼の創始にかかる家庭学校についての研究書であり、序章（16～50頁）に明示される通り、留岡幸助や家庭学校に関する先行研究を網羅的に検討しながら、留岡の感化教育思想に重要な意味をもたらしたであろう欧米情報の収集に関しての基礎的事実を解明し、既往の研究ではほとんど使用されることのなかった資料分析によって家庭学校における感化教育の実相に迫ろうとする労作であり、現代の刑事法研究に関しても多大な寄与が見込まれるものである。私の研究分野が刑事法なので、その観点から本書を読みたい。

かつて法制上、感化院（明治33年の感化法以降）ないし教護院（昭和22年の児童福祉法以降）と呼ばれた児童自立支援施設（平成10年の児童福祉法改正以降）は、いわゆる非行少年や不良少年を入院させて教育・保護を行う施設であり、少年法24条1項2号にもとづき家庭裁判所が決定で保護処分として言い渡した場合は、強制的に入院させることができるが、児童福祉法27条1項4号により都道府県知事・児童相談所長が収容を行う場合は強制措置を伴わない。児童自立支援施設は、塀や鍵などの束縛のない開放施設であり、児童寮担当職員は夫婦を原則として一日24時間児童（児童数10～12名程度が代表的処遇形態）と居を共にして、学科指導、生活指導、作業指導を実施しており、場合によっては入院せずに保護者の場合から通院させる形態もある。この児童自立支援施設

設の出発点となった、そして感化院制度の牽引力となったのが、留岡幸助の創設した私立感化院である家庭学校なのである。

本書は、明治24年に教誨師として北海道に渡った時期からの留岡研究が展開されているので、本書の考察に先立って、明治24年までの留岡幸助の経歴等を概観しておきたい。

2. 団藤重光・わが心の旅路(有斐閣、昭和61年)298頁によると、留岡幸助(1864-1934)は、岡山県高梁の生まれで、「ふとしたことからキリスト教に強く惹かれるようになり、やがて明治15年(1882)、18歳の時、創立早々の高梁基督教会で洗礼を受けたが、旧弊な土地柄でもあり、養父の怒りを買って、翌年、高梁を出奔し、しばらく四国の今治に潜伏したのち、京都に出て、同志社で新島襄の薫陶を受けた。卒業後、牧師になっ」た。某日、留岡は、北海道集治監典獄の大井上輝前(1848-1912)から、集治監の教誨師になってくれる者を探してほしいと頼まれていた旧知の番町教会牧師・金森通倫(1857-1945)から、集治監教誨師になることを勧められた。

当時の日本では、罪を犯した者の性行は終生なおらないという社会通念があり、そのような考え方が、そのころ刑法学界を風靡していたイタリアのロンブローゾ(Cesare Lombroso, 1835-1909)の「生来的犯罪人説」によってますます強められていた。そのため、留岡は周囲から「悪に生まれついた者は、一生悪をくりかえすのです。そんなところへ首をつっこんで、一生を台なしにしてしまうだけではないですか。若気の至りと気がついたころには、もう後の祭りですよ」とか「善人でも救われぬ人々が多い今の世の中で、どうして悪人どもの面倒までみなければならないのですか」などと渡道を反対される。悪人や北海道に関心をもつ留岡幸助は、普通の人たちから見ると、いかにも風変わりであった。しかし、留岡は豪雪酷寒の北海道の気候や、人食いヒグマの出没する未開の原野に多少の不安は感じつつも「私は北海道の開拓のために行くのです。しかし、その開拓は人の心の開拓であります」とこたえて、明治24年北海道集治監空知分監の教誨師として赴任し、5月24日には囚人たちの前で最初の教誨をおこなった。27歳の時である(高瀬善夫・一路白頭ニ到ル(岩波書店、昭和57年)57-61頁)。

3. 留岡幸助の渡道の動機は、公共心（宗教的使命感をも含む）の一種と思われるが、もともと留岡の出身地である備中は、土地柄として公共心が強いといわれる。たとえば、司馬遼太郎（1923—1996）は、日本社会の一般原理は「競争原理」であるとしつつも、倉敷に代表される備中は日本では珍しい公共心の発達した土地だと指摘している（司馬遼太郎全集第32巻（文藝春秋、昭和49年）100—102頁等）が、備中出身の著名人としては、古代には吉備真備（?—775）がいる。政争渦巻く奈良時代にあって一服の清涼剤的な人格と称賛される人物である（宮田俊彦・吉備真備（吉川弘文館、昭和36年）1頁以下）。室町時代には、北条早雲（?—1519）が現れている（出身地に関しては諸説あるが、今日では備中説が有力）。周知のように戦国時代の先駆者であり、小田原北条五代の礎を築いた人物である。そして早雲の小田原体制は、19世紀に江戸幕府体制が崩壊するまで続くが、江戸期に善政をしいたといわれる大名でも、小田原における北条氏には及ばないという評価がある（司馬遼太郎全集第51巻（文藝春秋、平成10年）606頁）ところをみると、やはり北条早雲もまた公共心の厚い人物だったらしく思われる。近現代になると、倉敷紡績の社長にして大原美術館の設立者として知られる実業家大原孫三郎（1880—1943）、増税なき財政再建をかけた第二臨調を主導した土光敏夫（1896—1988）、金田一耕助というエンジェルのような名探偵を創造した作家の横溝正史（1902—1981）、戦後日本の刑事法学の基礎を築いた法学者団藤重光（1913—2012）もまた、「平均的日本人」以上に公共心に富む備中人だったように感じられる。もちろん、人格形成に当たっては風土がすべてではないにせよ、当時の留岡幸助のきわだった「北方志向」には、留岡個人の性格以上のものがあるのではないかと考えざるを得ない。
4. このような「開拓心」や「公共心」に動機づけられて北海道集治監に赴任したと解される留岡は、北海道に赴任早々その未開の原野1392キロをひとりで47日間かけて一巡する（空知集治監～札幌～苫小牧～浦河～釧路～標茶～網走～湧別～遠軽～旭川～空知集治監）計画を立て、それを実行している。この大旅行は、必ずしもプライベートなものではなく、釧路分監での教誨、集治監の各

分館の巡回視察という目的をもつ公的なものだったようであるが、初対面だった札幌農学校教授の新渡戸稲造（1862-1933）から「今監獄事業なんか目にをつける人はめったにいないでしょうが、これは大事な仕事です」と快活に激励され、9月28日の雨中、北海道一周のために札幌を出発した。

ちなみに、やがて留岡が親密な関係を持つに至る新渡戸稲造は明治24年に札幌農学校教授に任ぜられ、奇遇というべきか、留岡より2か月ばかり早く3月4日札幌に来ており、3年後、貧困家庭の子供たちや晩学の人々のために、有名な遠友夜学校を開校し、知的教育よりも人格教育に力を注いだことはよく知られている（松隈俊子・新渡戸稲造（みすず書房、昭和44年）170-176頁）が、さらに、新渡戸同様に札幌農学校の2期生であり人格主義を標榜した内村鑑三（1861-1930）も、明治24年1月9日に起きたいわゆる第一高等学校不敬事件の結果、一高を辞職したのち、偶然ながら留岡が来道した5月から6月にかけて新渡戸ら心の友のいる札幌を訪れているが（小原信・評伝内村鑑三（中央公論社、昭和51年）94-148頁）、このとき留岡との出会いはなく、3年後の明治27年に、留岡は大島正健（1859-1938）の紹介で京都において著述に従事していた内村鑑三宅を訪れ、その後金銭の貸し借りをするほど内村とは細やかな交流がしばらく続いたものの、渡良瀬川鉅毒事件の責任者というべき古河市兵衛（1832-1903）から、留岡が寄付を受け取ったことで、慈善に関する意見を異にし次第に疎遠になっていったらしい（恒益俊雄・内村鑑三と留岡幸助（近代文藝社、平成7年）13頁以下）。

ところで、札幌を出発した留岡は、苫小牧から浦河の赤心社（広島・兵庫二県の士族の移民開拓結社）を視察慰問した後、釧路に向かった（留岡清男「留岡幸助」更生保護史の人びと（日本更生保護協会、平成11年）161頁）。その後の旅程で留岡幸助は、標茶で教諭師の原胤昭（1853-1942）、遠軽で網走分監分監長の有馬四郎助（1864-1934）という彼の人生にとって運命的ともいえる存在となる人物たちと次々に出遭うのであった（高瀬・前掲書86-100頁）。

5. 秋も開けた10月10日午後1時、川蒸気船で釧路川をさかのぼって晴天の標茶に到着した留岡幸助は、原胤昭と初めて対面する。留岡幸助日記第一巻（昭和54年）143頁によると、「原胤昭氏ノ下ニ行キ世話ニナル。夜八十時頃迄四方

山ノ話ヲナシテ…」との記載がある。原も留岡も濃密な人生を送ってきた者同士、志向も似ているし知識も豊富であり話が弾まない方がおかしい。原は留岡のことを「俺も若いときは無茶をやったがこいつはそれに輪をかけたやつだ」と大いに気に入り、留岡も原のような稀有な志を同じくする人物に出会えた喜びをかみしめたであろう（高瀬・前掲書90-92頁）。ほとんど人跡未踏と言っている標茶の地において、留岡の訪れは原にとって文字通り「空谷の跫音」であり、初対面とは思えなかったかもしれない。なかでも、標茶にやってきた明治21年まで原は神戸仮留監にいたが、その時期、大阪で日本初の感化院を開いていた池上雪枝（1826-1891）に世話になることが多かったのだが、春に池上雪枝の訃報に接し、頼もしい、そして懐かしい同志を失って落胆していたであろう時期に、監獄問題に関心のある留岡幸助がやってきたわけで、後年、感化院事業の牽引力となった留岡をみて、原はこの日のことを思い出し「死せる池上、生ける留岡を走らす」といった感慨を抱いたのではなかろうか。このとき、原と留岡の間に交わされた四方山話には、池上雪枝に関するもののほかに、原の勤務する釧路集治監でひと月ほど前に病死した天津事件の実行犯で、日本中から憎悪のまなざしを向けられた津田三蔵（1855-1891）のことや、クリスチャンの立場からは、札幌の新渡戸稲造や年初に発生した不敬事件の内村鑑三のことなども含まれていたかもしれない。

数日後、留岡はさらに、幸か不幸か有馬四郎助の担当する遠軽の「北海道中央道路」の工事現場で使役される囚人たちの実態を目の当たりにしてしまう。多くの囚人は水腫病にかかり、粉雪が舞い寒風の吹き込む小屋の中で苦しんでいたが、留岡には祈り、説教することしかできなかった（悲惨な工事を強いられた有馬は、定員2名だった医師の増員を要求していたものの、医師は12月に入ると、嫌気がさしたのか道路工事中の囚人治療から手を引いてしまう）。無力感に打ちのめされた留岡は、10月28日、市来知（現在の三笠市の一部）の自宅に帰りついたが、胸には教誨師であることへの懐疑心がわだかまっていたのだった（高瀬・前掲書96-100頁）。

6. ここまでが、明治24年までの留岡幸助の人生の概観である。本書は、この辺の時期の留岡にスポットをあてて考察を始める。第1章「留岡幸助と感化教育

思想」(51-95頁)は、第一節が「教誨師・留岡幸助の問題意識と研究」、第二節が「アメリカ合衆国およびカナダでの感化教育情報の収集」、第三節が「帰国後の活動と感化院設立構想」と構成されている。

具体的には、第一節において、教誨師時代における留岡の問題意識と欧米監獄事情に関する研究が明らかにされ、第二節では家庭学校設立前になされた明治27-29年の米国・カナダへの渡航に焦点をあわせ、そこでの留岡の研究活動の足跡を確認し、具体的にいかなる欧米感化教育情報に接し、その関心がどのように感化監獄から感化院へと向けられていったかが検討され、第三節では、以上のことをふまえて帰国直後に計画された「東京感化学校」の構想において、留岡の欧米事情に関する研究がいかに咀嚼されたかについて分析される。特に、東京感化学校の概則を検討し、留岡の関心が、監獄から感化院へと変化した点の内実を考察する。

その結果、第一節については、留岡の問題意識のなかに感化院に対する積極的なものがないということ、留岡が、欧米の文献が紹介する感化監獄に監獄改良の希望を求め、渡米の途に就いたという認識に到達する(53-59頁)。

ちなみに、このときの渡米の際の見送り人は、小河滋次郎夫妻であった(高瀬・前掲書118頁)。小河滋次郎(1864-1925)は、その後、監獄改良運動の指導者となり監獄学の権威者として知られるようになるが、留岡幸助とは明治25年に北海道空知集治監で邂逅している(守屋克彦・少年の非行と教育(昭和52年)33頁)。

第二節では、留岡がアメリカ・カナダの感化監獄を意欲的に視察し、犯罪の原因は無教育にあるので、犯罪対策は犯罪者自身を教育することに求められると考え、監獄改良の射程に感化教育を不可欠とする考え方を実感し、さらに監獄改良の一環として感化院の必要についても目を向け始め、とりわけ、「愛是最堅之牆壁也」の理念は、「家庭的なるもの」への期待につながるとともに、感化教育における自然を相手にする労作としての農業的教育に関心をそそいだ。このような考え方が、後年の留岡の行動との関連を彷彿とさせると指摘され、結局、留岡はアメリカにおいて監獄改良からより幼い者を対象とする感化教育へとその関心を移し、そこから児童一般の教育問題にも関心の視野を広げていったとまとめている(60-81頁)。

第三節においては、アメリカ・カナダからの帰国後の留岡の主張・活動に先立って、まず既往の日本の感化院の状況が概観され、フランスのメトレー矯正院を参考にして高瀬真卿（1853—1924）が創設した「東京感化院」は、家族制度を感化院の基本単位としているものの、それはグループ分けの単位にとどまり、理念の根底にはキリスト教ではなく「忠・孝の道義」などわが国固有のものを置いていた。また、逃走防止のための板塀や見張り所が設けられ、監獄を思わせる閉鎖処遇的状态であったことなどが確認される。帰国後の留岡は、三好退蔵（1845—1908）とともに私立感化院の創立を構想したが（高瀬・前掲書129頁によると、司法大臣の清浦奎吾（1850—1942）が顧問となった）、国立（官立）学校にすると、資金力に恵まれても事業の原動力となる精神および精神があって充実される学術的方法の点で民間事業に遅れをとるからであった。こうして、既往の監獄や感化院と異なり犯罪予防事業としての教育機関であることをめざす「東京感化学校」の設立が試みられるものの、明治31年に最終的に三好は留岡のようにキリスト教主義を標榜しなかった渋沢栄一（1840—1931）の東京市養育院感化部設置の動きに合流するという逆転劇を演じたため、東京感化学校計画は挫折する。

この点について、著者は先行研究の「留岡幸助の教育観の形成とその展開」奈良女子大学教育学年報5号（昭和62年）24頁においてその詳細を記している。

ちなみに、かつて検事総長だった三好退蔵は明治24年5月11日に発生した大津事件に際し、当初、被告人津田三蔵に対して大逆罪（旧刑法116条）を類推適用することに反対したが、内閣自体は類推適用説か戒厳令発布説に立ったため、行政官として内閣の命令に従わざるを得ず、大逆罪の類推適用説に賛成し、旧刑法2条に規定された罪刑法定主義（Grundsatz der gesetzlichen Bestimmtheit der Strafe）を盾に反論する大審院院長児島惟謙（1837—1908）と対立したことで知られる（この間の経緯については、たとえば楠精一郎・児島惟謙（中央公論社、平成9年）15—81頁参照）。

ところで、この東京感化学校計画では、入所者の行動評価に基づく階級づけを待遇改善や退校と結びつけるいわゆる累進処遇性を採用していたが、その後留岡が創設した家庭学校には、「規律の奴隷」となることを避けるため累進処遇性は採用されず、むしろ改善の見込みのないものは退校させる方針がとられ

ていたことが指摘されている。他方、留岡は在米研究の成果をまとめた「感化事業之発達」を出版するが（明治30年）、著者はそれを日本における感化教育に関する初の単著としての歴史的意義を有すると評して、第三節を結ぶ（82-95頁）。

7. 東京感化学校の計画失敗後、明治32年留岡は東京府北豊島郡巢鴨村に家庭学校をみずから創設した。高瀬・前掲書133-142頁によると、敷地の入手には内村鑑三らが協力しているが、学校の建設に要する資金集めに際しては、渋沢栄一が「留岡さん、私は金を儲ける友人はたくさんもっているが、儲けた金を人のため世のために使いたいというような友人は、ほとんどいないといってよろしい。いつまでも仲良くして、この道のために尽くしましょう」と励ましている。ちなみに、このような道義的実業主義（事業は私利私欲のみで行うものではなく、天下万民のために行うものという考え方）に立つ渋沢の経済界への影響力が1920年代あたりから低下していった根本的原因是、①渋沢の経済界での活動を支えていた商業会議所と銀行集会所の勢力の弱化、②渋沢の経済活動を支えてきた有力な政財界の理解者の連続的死去、③重工業化に伴う日本企業の新しい経済組織の誕生、に求められている（木村昌人・渋沢栄一（中央公論社、平成3年）168-174頁）。

さて、留岡は警視庁典獄巢鴨監獄所長となっていた親友の有馬四郎助に求められ、小河滋次郎とともに警察監獄学校の教授に就任したが、他方、家庭学校の始まりと軌を一にするかのように感化法（明治33年制定）の時代が始まる。

第2章「家庭学校の創設」（96-168頁）では、家庭学校創設から、同校が刑法改正を受けた第二次感化法（明治40年）によって東京府代用感化院に指定されるまでの家庭学校の草創期、第一次感化法制期を中心に、留岡幸助と家庭学校がめざした教育とその態様に迫るとともに同時期になされた6か月におよぶ留岡の欧米視察に焦点があてられ、第一節「私立感化院家庭学校の創設」、第二節「感化法の成立と家庭学校」、第三節「留岡幸助の1903年における欧米視察」から構成される。

具体的にみると、第一節では、家庭学校がめざした教育を概観したうえで、感化法の支配や保護を受けることなく、私立感化院として教育が展開される第

一次感化法の時期に家庭学校がどのような状態であったのかが、教職員による日誌類を検討しながら考察される。

第二節においては、帝国議会での感化法案審議過程の議論に焦点が当てられ、感化院の教育についていかに論じられたかが整理され、さらに留岡が感化法をどのように理解したかが明らかにされる。

第三節で、1903年（明治36年）になされた留岡の二度目の外遊が取り上げられ、家族あての書簡や洋行時に蒐集されたであろう洋書群の分析を通して、彼がどこに出かけ、何を視察し、いかにそれを理解したのかが検討される。

その結果、第一節では、留岡は感化院と名乗らず「家庭学校」という校名を用いたが、その校名に託された留岡の教育の理想が明らかにされる。すなわち、犯罪者に対して「罪人なりと思惟しつつ教誨せしときは其意言外に現はれ」奏功しないが、「同胞なり、兄弟姉妹なりとの観念を懐きて教誨」すると「隠暗の裡に其の同情彼等に貫徹し、頗る感動を与へた」という教誨師としての経験をひきながら、感化院は、「一見直ちに不良少年收容所たるを知らしむるが如き名称」であり、したがって、教育の原則に反する名称だからこれを避け、「家庭にして学校、学校にして家庭たるべき境遇に於いて教育する」という理想を校名に託した留岡の理想が明らかにされる。

そしてそこでいう「家庭」とは、「施設の中の一つの家屋である家族舎において生徒と職員が家族のように共に暮らす生活形態」の事を意味し、「家族制度」「家庭制度」などとも呼ばれるが、さらにいえば、留岡のいうキリスト教主義とは、このような家族制度の中で理解されるべき感化院の基本精神（人格主義）というべきものことであり、決して生徒や職員に対してキリスト教信仰を求めようとするものではなかったことに注意を促している。

また、このような理想や基本精神であるがゆえに、家庭学校には逃亡防止装置はないし、留岡は、「感化すなわち真個の教育こそ牆壁なりと信ずるものなり」と断言し、教育者には①教育を受くるものには常に斬新なる希望を有せしめ、而して心の真底より其人を奨励すること、②愛情を發揮すること、③行動の範を示すこと、④多方面に興味を起こさしむること、⑤自然を学ぶことの五個の教育主義が求められることを強調したとされる。

それでは、家庭学校における「家族」の理想的な構成はどのようなものであ

ったのか。創設当初は「家庭学校に40坪の家を建てて女教師二人、男教師一人、他から助ける教師が一人」というように、4人の職員が一つの家庭の担当者と考えられ、のちに留岡は「一家族舎には15名以内の生徒を收容し、夫れに必ず家族長夫婦を置」くことを基本とするが、重要なのは夫婦であることより、女子職員が家族舎制の構成員として存在し、道徳的分子多く、しかも愛情温かなる家庭が用意されることだったと説明している事実が紹介されている。

他方、家庭学校の「学校」としての側面の特質であるが、先述した通り、累進処遇制は採用せず、改善の見込みのないものは退校させる規定を設け、既往の感化院よりも一般の学校に近い仕組みを取り入れていたことが指摘されている。

学費は、貧富の差異なく一律7円と比較的高額であった。家庭学校は感化法の制約を受けない民間教育機関であり、したがって、創設当初全く公的補助がなかったためであろう。しかし、学費負担の状況により待遇に差異を設けることはなかった。人は、貧富を問わず、社会で生きる以上わがままに自己の考えのみで過ごすことはできず、必ず人を助け、人に助けられて互いに共同生活を営むべきものであることを認識させるためであることが示される。

教育内容は、知育・徳育・体育等の普通教育はもちろん、自ら働いて自活できる労働者にすべく職業教育が重視され、人間が悪くした人間は人間の力のみをもって感化することは難しく天然の感化力にまつところが大きいと考えられるため、ことに農業が第一とされたが、明治45年の段階でも留岡が「成功の域に達していない」と告白している事実が示されている。また、他の感化院では稀有な夏に約一か月間の千葉県保田への臨海学校が行われていることも指摘されている。

草創期の家庭学校の生徒の態様について、教職員の日誌をもとに著者は細かく紹介している。もともと、家庭学校の入校対象者は、8歳以上16歳に至る者で、①改心シ難キ少年又は品行方正ナラサルモノ、②浮浪漂泊ノ少年、③不道徳ナル父母ノ許ニ在リテ適當ノ教育ヲ受クル能ハサルモノ、④犯罪ノ傾向アリト雖改良ノ見込アルモノである。これらの少年は、現在の少年法におけるいわゆる犯罪少年、触法少年、虞犯少年や児童福祉法における不良行為少年として分類される者のうち、どちらかといえば虞犯少年や不良行為少年に該当する者

が多いであろう。

ちなみに、犯罪少年とは、刑法上の犯罪を行った14歳以上20歳未満の者であり、触法少年とは14歳未満の実質的に有責な違法行為者であり、虞犯少年とは、一定の虞犯事由があるため犯罪を行う危険性のある少年である（少年法3条1項）。家庭学校の入校対象者のなかで、たとえば窃盗を行った14歳以上の者がいるとすれば、現在ならば犯罪少年として、家庭裁判所に送致され、保護観察処分や少年院送致、あるいは刑事裁判に付せられる可能性がある。同様に、窃盗を行った10歳（実務）以上14歳未満の少年（触法少年）ならば、都道府県の児童相談所または福祉事務所に通告しなければならない（児童福祉法25条）。また、刑事裁判は受けないが、一般人から通報を受けた警察が要保護児童と認めるときは、都道府県知事または児童相談所長へ送致し、これらから送致を受けた家庭裁判所の決定により少年院や児童自立支援施設（感化院の現在の姿）への強制的な入所措置をとられることもある。虞犯少年ならば、14歳未満は触法少年と同じ手続きによって扱われ、14歳以上18歳未満なら警察官又は保護者は、原則として家庭裁判所か児童相談所へ通告し（少年法6条2項）、18歳以上の未成年ならば原則家庭裁判所に直送または通告されなくてはならない。他方、非行少年に至らないが「自己又は他人の徳性を害する行為またはそのおそれのある行為をなす児童」としての不良行為少年も、強制措置は伴わないが児童自立支援施設への収容措置がとられうる（児童福祉法44条）（大谷實・刑事政策講義（弘文堂、平成21年）350-375頁参照）。

当時の教職員の日誌によれば、生徒たちの問題行動としては、窃盗、器物損壊、暴行（いじめ）、動物虐待、浮浪、授業労働懈怠等が記されていることが指摘されている。このような中で、当時の留岡幸助は、問題行動の中でも窃盗が一番悪く、窃盗児は、監獄や監獄に類似した感化院（たぶん後述の幼年監獄のようなものをイメージしていたのであろう）で拘禁し、拘禁により改善されれば感化院に移送すればよい、すなわち、家庭学校は、それほど悪化していない不良少年にとって有効であるというような考え方だったものと分析されている。

また、生徒数については、留岡自身の考え方としては、家族舎の人数を15名未満に抑えようとするものであったが明治32年から明治41年までの記録によると、生徒数はおおむね10~20人で、生徒に対する訓育改善の効果が認められれば卒業させ（16歳を一応の上限年齢としているが、退校年齢の規定はない。ちなみに感化法は満20歳を超えての在院を禁止していた）、いつでも志願者あるごとに入学を認めたため、生徒の出入りは不定期であったとされる（98-127頁）。

8. 第二節では、1899年内務省監獄局の小河滋次郎らが作成した感化法案が内閣総理大臣山県有朋（1838-1922）に提出され、翌年第14回帝国議会上程され衆議院本会議での審議を経て衆議院特別委員会で審議された一連の事実が考察される。

ちなみに、従前の不良少年対策としては、明治14年の監獄則において懲治場に不良少年を収容し監獄教育を行うという制度を設けていた。懲治場は、刑期満了の者（刑期終了後も行き場のない者の別房留置）のほか旧刑法79・80条で示された者と82条の瘖啞者のような責任無能力者と尊属からその不良を憂慮されて収容を情願された少年（不良少年）が入れられ（被収容者を懲治人という）、懲治人は、年齢別（8歳以上16歳未満の者、16歳以上20歳未満の者、20歳以上の者）に分房されていたものの、少年と成人の分離収容の不徹底さが批判されることが多く、懲治教育の内容への批判は少なかったため、後に懲治場を改良した特別幼年監（幼年監獄、「幼」の字には違和感があるが当時は「幼年」が現在の「少年」を意味したのである）が設置されることになるわけである（倉持志朗「懲治場（特別幼年監）における『感化教育』の試行と挫折」天理大学学法66巻1号（平成26年）51頁以下）。

他方、感化院の所管については、議会でも感化院が学校であるという認識に基づいて感化院の文部省所管が強く要求されたが、これに対して小河滋次郎は、感化院は純然たる教育施設ではあるが、犯罪・裁判・救済とかかわるので内務省所管を主張していたが、内務省内に感化院対象者に対する侮蔑的な見方が底流していたことが指摘されている。ただ、感化院の教職員確保の難しさが指摘され、感化院の全国一斉設置は時期尚早とされ、その施行は府県に委ねられる

ことになった。

ところで、留岡は感化法の制定に基本的に賛成しながらも、感化教育の従事者の養成を急ぐべきだとしてみずからも家庭学校に慈善事業師範部を1901年に設置している。また、被收容者の種別に対応した異種類の感化院の必要性を説き、さらに、感化院は純然たる教育事業であるから、その所管を文部省（視学者）に委ねるべきだと考えていたことが指摘されるとともに、この時期においては家庭学校は代用感化院に指定されなかったので感化法による規制は全く受けなかった点が確認されて本節はしめくられる（128—137頁）。

9. 第三節では留岡幸助の明治36年における欧米視察について考察が加えられる。

このころの留岡は、社会的名士として多忙である点について若干触れられている。明治33年8月には、内務省地方局囑託に任命され、国内各地の慈善事業を視察し、大日本慈善協会発足に際してその創立委員になるなど、慈善事業の組織化に関わり、明治38年には、二宮尊徳（1787—1856）の50年紀念会発起人となり、積極的に報徳思想の鼓吹につとめている。

ちなみに、留岡幸助は、いわゆる志士のインテリとは異なり、日本の土に根差した社会改良の手法を考え、具体的なものごとを進めようというスタンスであり、したがって、クリスチャンであっても日本の土着思想から学ぶことに何の抵抗も感じることなく、むしろ、積極的に尊徳の思想にのめり込むことによって自分の考えを確実なものにしようとした、とされる（高瀬・前掲書152—155頁）。

また、著者は先行研究である前掲論文31頁において、留岡は「社会全体をして健全なる社会」にするために「社会の教育化」を求め、報徳会活動に積極的にかかわった、と指摘している。

さて、著者はこれまで十分に検討されてこなかった二度目の欧米視察に対して、様々な文献や書簡を分析し、その内容を極めて詳細に明らかにしてゆく。留岡は、シカゴの少年裁判所（留岡の年来の主張である不定期刑主義の延長線上にあるものとしてとらえた）を調査したのを皮切りに、30近い監獄を視察し、さらに、アメリカ、イギリス、ドイツ、スイス、オランダ、ベルギー、フランスの各感化院を訪れ、さらにドイツのラウエハウスの家族制度、ボーディンシ

ユヴィング複合施設バーテル、スイスのヴィッツヴィル殖民監獄などの見聞は、留岡に感銘をあたえるとともに、その後の留岡の活動にもつながるものとなったことが指摘されている（137-168頁）。

10. 第3章は「東京府代用感化院家庭学校」（169-215頁）という表題で、第一節「第二次感化法の施行」、第二節「代用感化院舎寮の諸相と小笠原への委託」、第三節「第二次感化法制下における家庭学校」、第四節「内務省地方局囑託・留岡幸助」から構成される。

感化法は、不良行為や犯罪を行った少年を監獄から分離し、感化教育によって再犯防止を図ろうとするもので、12歳未満の不良少年に対する施設として感化院に期待が集まった。しかし法と現実の乖離はよくあることだが、感化法も有名無実化した。すなわち、公立感化院の設置は府県の任意とされたため、実際には5施設しかできず、司法省管轄下にある懲治場が感化法と現実の間隙を埋めざるを得なかった（まだ監獄の一部である懲治場制度が残存していたわけである）。しかし、かねてから成人と少年の分類拘禁が不徹底だったことが反省され、懲治場を8歳以上16歳未満の少年を収容する特別幼年監（幼年監獄）として独立設置することとなり（明治35年、最初に特別幼年監の指定を受けたのが浦和監獄川越分監で東京や神奈川からも懲治人が移送された）、その結果、司法省所属の監獄官僚たちが感化教育を実践してゆくこととなり、「感化法が制定されたのに、教育的処遇の充実強化はかえって懲治場からはじまるという皮肉な現象が起こ」ったのである（澤登俊雄・少年法入門〔第5版〕（有斐閣、平成23年）245頁、守屋・前掲書48頁、倉持・前掲論文53-54頁以下）。なお、こういう経緯から特別幼年監と懲治場とを同意義に扱う使用例があるわけであるが、その後明治39年までに、熊谷分監（浦和監獄）、洲本分監（神戸監獄）、中村分監（福島監獄）、七尾分監（金沢監獄）、小田原分監（横浜監獄）、唐津分監（佐賀監獄）、沼津分監（静岡監獄）、長岡分監（新潟監獄）と特別幼年監が全国に次々と設置され、その教育内容の優秀さには留岡幸助も感服していた（守屋・前掲書51頁）。

第一節は、家庭学校が代用感化院に指定されたことによる家庭学校の変化が検討されてゆく。

刑法改正（明治40年）に伴い、14歳未満の少年の処罰が不可能となるとともに、12歳未満の不良少年の刑罰・教育機関としてそれまで存在していた懲治場（旧刑法79条以下に規定されていた）も廃止され、感化法の改正によって府県立感化院の設置が義務付けられ、従来からの懲治場収容者はすべて感化院に収容されることになった。そして、同時に監獄経費が地方財源から国庫に移されたことにより、浮いた地方費を感化院の財源とする府県立感化院の設置促進が目されたものの、家庭学校のある東京府における府立感化院の実現は明治44年まで待たねばならず（小笠原父島の府立修斉学園）、それゆえ、東京府は代用感化院として私立の家庭学校と東京感化院を指定したのであった（定員25名）

（代用感化院の設置に関しては、北場勉「1900年感化法の制定過程に関する社会政治的考察」社会福祉学56巻3号（平成27年）1頁以下参照）。

しかし、代用感化院の入所者は、家庭学校の入所者と異なり家族などからの入校申し込みではなく、警察からの入院命令書に基づいており、相当非行の進んだ少年であっても、留岡には拒否権はなく受け入れざるを得ない。

ちなみに、静岡県勸善会の金原明善（1832-1923）が来訪したのもこのころらしいが、留岡が事業が思うように進まないことを恥じると、金原は「留岡さん、事は丹精ですぜ」と伝法な口調で励ますのであった（留岡幸助君古稀記念集（昭和8年）629-630頁）。留岡は、勝海舟（1823-1899）と金原明善の二人については、心から敬服していたといわれる。

留岡は、代用感化院生専用舎寮として家庭学校敷地の北東隅にある従来の第四家族舎を充て、逃亡防止対策工事（家庭学校内部に3メートル近い塀を設置し、窓格子を堅固にした）を施した。こうして、代用感化院生を受け入れることになった留岡であるが、明治42年の記録によると全生徒の約3分の1にあたる15名が代用感化院生であった（171-181頁）。

第二節では、代用感化院舎寮（いわゆる第四家族舎）の家族長だった錦古里忠次の日誌を中心に、代用感化院舎寮の混乱の実態が描写されている。代用生がいる第四家族舎には、懲罰を受けた非代用生に対する懲罰場的機能が付与され、第四家族舎は感化院内の監獄の様相を呈し、生徒間の暴力・いじめ・流血事件が発生した。また、開放処遇の家庭学校では、原則として逃走は「無断外出」と表現され、入校6日目の生徒による戻ってくる気のない事例に対して「逃

走」という言葉が使用されたが、このような逃走が多発するようになった。留岡は、もともと、それほど非行の度合いが進んでいない家庭学校の生徒の中に、「厳悪少年」たる代用生が参入することによる混乱を予見して「愛是最堅之牆壁」の理念に反する逃亡防止装置を第四家族舎に設けたようだが、結局家庭学校を監獄化するような逃亡防止装置の存在が、却って生徒たちの逃走意慾を誘発するような観があることがわかり、ほどなく逃走防止装置は撤去され、家庭学校は「愛是最堅之牆壁」の理念に立ち帰った。

他方、問題児童は小笠原諸島に委託された。小笠原諸島は明治13年に東京府に移管されてから、人口は増加し小笠原島庁では感化生移植事業が推進された。感化院生に農業（甘蔗栽培）を修得させることによって島の産業の発展を図ったのである。だから、府立感化院（小笠原修学学園）を誘致したわけであり、明治44年に同学園が開設されると、他の感化院からの委託生が増えた。留岡も、「天然七分人為三分」の自然による教育法という観点から小笠原委託を手段とする生徒の境遇転換による天然教育を早くから希望していたという。

ただし、著者は、小笠原委託を「自然による教育、卒業生の進路保障という論理に基づき、北海道や島嶼への子どもの移送の感化教育上の意義が謳われながら、ときには健康も守られないなかで、小笠原諸島は、第二次感化法施行によって従来の感化院で対処しきれなくなった少年の受け皿として機能し、同時に感化院生は島の開拓における安価な末端労働者としての役割を期待されていた」と推察されている（182-193頁）。

第三節では、経営的側面からみた代用感化院受諾の意味と留岡の監獄および代用感化院に関する見解が検討され、まず、具体的数字が示されたうえで、代用生の受け入れとその増加によって発生した、内務省からの奨励金という補助金の存在が家庭学校に安定した収入の道を用意したと指摘される。次に、監獄に対する留岡の見解であるが、成人受刑者と少年受刑者の雑居には反対し、応報刑の場としての監獄ではなく、社会復帰に向けての教育の場としての監獄（幼年監獄）には賛成し、他方、感化院に対する留岡の見解については、行刑主義ではなく教育主義に立つべきで、警察の処分や司法処分、行刑処分とは性質を異にする自由を重んじる教育の場であり、文部省所管論を繰り返し主張した旨が記されており、代用感化院の受諾は、そのような意味での監獄・拘禁必要論

の延長線上にあったものと評されている（193—198頁）。

第四節では、二宮尊徳の報徳思想（なお、報徳思想については、奈良本辰也・二宮尊徳（岩波書店、昭和34年）124—152頁参照）に傾倒する留岡が内務省関係者に信頼・期待され、明治41年以降、内務省の推進する感化院職員養成のための「感化救済事業講習会」、地方の産業振興・地方自治制度の整理のための「地方改良事業講習会」を主導し、前者では感化教育の模範が示され、移住が奨励され、後者では、地方の村長、小学校長、宗教家、篤志家たちが公共心を紐帯として地方改良の担い手となり、模範村を創出すべきことが奨励されたことが明らかにされている（199—215頁）。

11. 第4章は、「家庭学校北海道農場の開設」（216～270頁）と題され、第一節「コロニー・システムの構想と『新農村』の創設」、第二節「家庭学校への生徒の入校」、第三節「東京、北海道、小笠原諸島における生徒の動態」から構成され、第一節では、家庭学校北海道農場および北海道分校の構想と内務省囑託を辞した留岡が北海道農場および北海道分校の教育をどのように理解していたかが、学校経営の中で検討され、第二節では、北海道分校開設以降における家庭学校の入校の様相が検討され、第三節では小笠原への「委託」と比較しながら北海道分校開設後における生徒の移動の実態が明らかにされる。

第一節であるが、ここでは北海道農場開設のきっかけが、女満別で農場を営んでいた古川専太郎が、かねてから「殖民感化院」の開設に関心を抱いていた留岡に、北海道北見のサナプチ原野に払い下げられるべき土地のあることを告知したことであることを明らかにし、留岡らが調査の上、家庭学校理事との連名で北海道北見国紋別郡上湧別村社名淵の国有地1000町歩の払い下げを申請、大正3年、これまでの家庭学校の要素のうちの農業方面を拡張し、「コロニー・システム」の「感化場」たる分校を開設することが発表されたが、このことは、「自然による教養」「天然の感化力」を重視する留岡の教育理想を大規模に展開しようとしたものと分析される。

ちなみに、明治33年、いわゆる「足尾鉍毒事件」に際して留岡は田中正造（1841—1913）の主導する鉍毒被害調査有志会の一員として足尾を視察し、肥沃な土地が不毛と化する実情をみて、「人類カ永続的動物タル以上ハ、吾人ハ土壤ノ

生産力ニ依ルノ外、吾人ノ生活ヲ託スヘキ富源ナカラン」とする文章を手帳に記しているが、自然と人間の共存、「天然の感化力」を重視する留岡としては当然のこととされる（高瀬・前掲書136-138頁）。

留岡のいう「殖民感化院」（コロニー・システム）とは、開拓により土地を耕し、農業を行うことで在籍児童の成長をめざし、さらに卒業後の定住の地を生徒に提供しようとする感化院のことであるが、家庭学校の北海道農場の場合、具体的には、1000町歩のうち、800町歩を11年間に開墾することとし、うち50町歩を学校の自作農地、残り750町歩を小作地としたうえで、1戸5町歩で150戸の小作を入植させ、その小作料を家庭学校北海道分校（教育部）の運営経費としようとしたわけであるが、その根底には寄付への依存から脱却する「自労自食」の思いがあったとされる。ただ、家庭学校北海道農場の場合、開拓後、土地は自分の所有地になるのではなく、小作料を払わなければならない自作農化は展望できなかったことが明らかにされる。

ちなみに、留岡もまた、「地主たる家庭学校は何の権利があって小作料を取り立てることができるのか」と自作農化を深く考えたが、北海道の農漁村では小作地の取り合いが激しくなっており、自作化した後の農民の運命を気遣っていたといわれる（高瀬・前掲書200-201頁）。そして、北海道の農場開放といえば、もちろん、大正11年に作家の有島武郎（1877-1923）が、農場がなくとも作家として生活の資を得られることから、その所有する北海道狩太の有島農場450町歩を小作人の共有を条件に無償譲渡した話（福田清人編／高原二郎著・有島武郎（清水書院、昭和41年）95-98頁）は当然知っていたであろうが、留岡にとって農地は、有島と異なり少年達への感化力の源泉という精神的なものであり、単なるモノとしての不動産ではないのであって、土地を手放すことが惜しいわけではないにせよ、有島よりは農地の解放には躊躇があったのではないか。もっとも、留岡の死後、250町歩の小作地が農民に解放され、農場経営と少年教育を一体として考えた留岡の理想は部分的に崩壊する（高瀬・前掲書213頁）。

ところで、北海道農場開設資本金10万円の募集は難航し、家庭学校の経営状態は収支のバランスが極めて悪く、留岡は、家庭学校を財団法人「社会事業研究所」と組織変更し、そのための50万円の寄付金を募集するという新たな提案

を理事会に行い満場一致で可決された。社会事業考究所とは、中学校、高等女学校、師範学校および同等以上の学校の卒業生に対する3年制の社会事業従事者専門養成機関であり、家庭学校を社会事業職員の養成と研修を行う慈善事業師範部を中心とする機関として組織改革をめざしたと評されている。

著者は、経営上の課題を抱えながらも、留岡がこのような将来構想を描いたのは、彼が感化教育を本業としながらも、単に感化教育のみを目的とするのではなく、「社会の教育化」を担うべき存在たることを意識し、雑誌「人道」の発刊（本書出版後、室田保夫「留岡幸助と家庭学校機関誌『人道』」キリスト教社会問題研究59号（平成22年）121頁以下が発表されている）に象徴される教育、宗教、社会事業に関する出版による啓発や、さまざまな機会を通しての社会教育的活動に一貫した関心を寄せ、実践していたからにはほかならない、と分析している（219—229頁）。

12. 第二節では、家庭学校に残っている日誌から北海道分校開設後における家庭学校生徒の動態が分析され、第三節では小笠原と北海道分校の関係が分析される。それによると、原則として、入校の申し込みは、巢鴨本校で行われ、直接北海道分校に申し込んだ事例は3件のみである。入校相談の多くについて、教頭の篠崎篤三が面接にに応じている。留岡が直接面接したのは4件にすぎない。来校者は、おおむね①留岡や家庭学校と親交のある人物、キリスト教関係者からの入校依頼、②家庭学校の生徒や卒業生の成績を身近に知る者からの紹介、③警察による紹介、相談、というルートで申し込みをしてきている。ここでは、さらに入校許可に際しての年齢や性別、学資、生徒の精神状態や入校の際の同伴者まで分析されているが、興味深いのは、ほとんどのばあい少年本人が最初に入校を希望したわけではないという点である。そして、そのことが家庭学校における教育の困難の原因となっていたと著者はみる。

さらに、北海道分校に送られた生徒は決して処遇困難者（いわゆる「難物」「逃亡者」）ではなく、むしろ、そのような難物は北海道分校から分離され、小笠原に委託されたのであった。小笠原には、「島行処分」と称して、家庭学校からの逃走者、再入者、家から金品を持ち出す者などが送られた。日誌などによると、明治43年から大正12年までの13年間において、同時期の入校者339人

のうち、5.9パーセントにあたる20人が島行処分となっている（230—270頁）。

13. 第5章「家庭学校茅ヶ崎分校の開設」（271～296頁）は、第一節「第三次感化法の施行」、第二節「家庭学校の経営と二分校体制」、第三節「第三次感化法制下の北海道分校」から構成される。

逃走などの問題行為は、家庭学校だけではなく開放処遇を採用する感化院の共通の課題であったが、これに対して、内務省は他の生徒に「感化を及ぼす虞ある最不良生」を対象とする国立感化院を構想し、大正6年国立感化院令が公布され、さらに2年後武蔵野学院の開設によって実現する。他方、同様の動機から司法省は少年審判所と矯正院（現在の家庭裁判所と少年院につながる）の設置を規定する少年法に関する法案を議会上程し、大正11年に議会を通過した。少年法と矯正院法の成立により、感化法は改正され、感化院制度は変更を余儀なくされた。

この議案をめぐる議会の議論の中で、家庭学校はどのように評価されていたのかという少年法案審議の内容、少年法に対する留岡の見解を概観するのが、第一節である。そして、大正12年に家庭学校では茅ヶ崎分校が開設され、北海道分校は北海道庁の代用感化院に指定されるが、第二節・第三節では、この時期の家庭学校の状況が、巢鴨本校、北海道分校、茅ヶ崎分校ごとに検討される。

明治33年の感化法を推進した内務省の小河滋次郎は、少年法案に対して、少年の行為よりも少年の置かれている状態に注目すべきであると強調した上、14歳未満を処罰せず、教育の対象とし、行政権によって保護教育を決定する日本の感化法制度は賞賛すべきものであり、少年法案が意図する裁判制度は「不必要、不合理かつ非立憲」と述べた。これに対して、留岡は「18歳未満の少年は保護処分をもってして…何等の不足を感じない」だけでなく、かれらに刑罰的処遇を科する必要はない、という小河と同旨の信念を吐露する一方で、感化教育の従事体験を根拠に、暴力・放火・逃走等により社会秩序を害する場合には、処罰してもよいとし、現行感化法ではそのような問題少年を感化院から監獄に送る手段の規定を欠くという欠陥がある旨の意見を持っていたことが指摘される。そして、14歳以上にして、どうしても刑事処分に付する必要があるれば幼年監獄に送ればよく、矯正院を新設する必要はないとする。

不良少年に対しては、感化教育（遺棄状態にある不幸児を保護教育してこれに社会的生活の適応能力を享受させるに至る目的を持つ教育）、それにとまなう行政管轄主義が刑罰と隣り合わせになっている司法管轄主義よりも優れており、児童の利益を犠牲にして公共保全に重きを置く刑罰又は処分という性質を感化教育は絶対に持たない、という純理を首尾一貫してもっていた小河（前掲・更生保護史の人びと134頁）に対して、留岡の方は、不良少年に対しては、あくまでも感化教育が原則であり、例外的に処遇困難生徒は、他への悪感染を防止するため処罰してもよいが（そのための規定を欠いている点は是正すべき）、それには監獄でありながら感化教育を実践し効果をあげた、幼年監獄（刑法改正後も幼年監獄への入場者は激減しつつも存在し、最後の一人が退場したのは刑法改正後から5年後の明治45年であった）を用いるべきで、矯正院を新設する必要はなく、法案中の保護処分に関する規定については、比較法的には実効性のない空文であると断じ、管轄も司法省である格別の必要はなく、これまで通りの内務省か、一步進んで文部省が管轄すべきである、という実務家的発想に立った意見である点に特徴があることが指摘されている。その後、国立感化院では、14歳未満の入校者が増えつつあり、矯正院は14歳以上の不良少年の受け皿として機能し始めたが、このことは家庭学校にも一定の影響を及ぼすことになる。ここまでが第一節である（273—279頁）。

ちなみに、大正11年に制定された少年法（旧少年法）は「愛の法律」と呼ばれたが、18歳未満の少年の処分が必ずしも刑罰ではなく、刑罰に代えて保護処分となし得たという点を捉えて、人道主義・博愛主義の実現と評されたのであり、刑罰とするか、保護処分とするかは現在の少年法（昭和23年制定）が家庭裁判所先議（司法主義）なのに対して、この旧少年法は検察官先議（行政主義）であり、その意味では刑事司法か福祉かといえどどちらかといえば、前者の性格が強かったといわれる（澤登・前掲書246頁）。すなわち、不良性の乏しい子供にとっては、開放処遇の感化院を規定する法が「愛の法律」であろうが、留岡のいう厳悪少年にとってはたとえ保護の内容が拘禁処遇の矯正院であっても、刑罰に代えて保護処分が認められているという意味で、少年法は「愛の法律」なのである。ただし、前述した通り、留岡自身は厳悪少年は、他の不良性の進んでいない感化院の少年たちには有害であるから、新たに矯正院（のちの少年

院) を設けなくとも、感化教育の行われていた幼年監獄に入れるのもやむを得ないという常識的考え方であった。問題は形式的システムではなく、感化教育の有無という内実であり、さらに、システムは入れ物に過ぎず、そこできちんと感化教育を行える「人」がいるかどうかが肝要なのである。

14. 第二節は大正12年に開設された茅ヶ崎分校について検討される。茅ヶ崎分校の開設は、茅ヶ崎分校は学齢期中にある少年、北海道分校は15歳以上18歳未満の青少年、というような年齢による分類処遇を目的とするものであった。

ただ、家庭学校の経営は、経常費に不足が生じがちで、理事会の議事録によると、巣鴨本校の売却による事業の縮小が検討されていたことが判明すると指摘される。こうして、留岡は資金繰りに奔走せざるを得ず、彼の不在中、本校と茅ヶ崎分校は、茅ヶ崎分校の副校長(小塩高恒)が業務を兼務し、北海道分校および北海道農場を分校庶務担当(大谷松太郎)がその運営の中心となった。このころ、巣鴨本校については生徒数が減少傾向にあったものの、茅ヶ崎分校では入校者が増加し、約50人が二つの家族舎で生活し、副校長小塩は教育の主眼を「家族の観念が乏しく共同生活の訓練に欠ける少年に対して自己権利の擁護と共に他人の権利および喜樂の尊重、互譲互助の精神を育てる」ことに置いた。茅ヶ崎分校では、ごく少数の例外を除いて逃走者は出現していない。大要、これらのことが第二節で明らかにされた(279-286頁)。第三節は、同時期の北海道分校の状況であるが、同校は、住民のために、公園や簡易図書館、博物館、農閑期の冬期学校や農繁期の託児所などの地域貢献をおこない、その営みは、救貧よりも防貧に主眼を置く「積極的慈善事業」の延長上に位置づけられ、社会そのものに教育力をもたせようとする「社会の教育化」をめざしたものと総括される。また、代用感化院に指定された北海道分校に転院させられてきた「乱暴剛執ニシテ命ニ服」さない代用生の騒擾に苦悩する家族長の妻に対して、創設以来の理念で一貫する留岡の態度が紹介されている(287-296頁)。

15. 第6章は「留岡幸助校長時代の終焉」(297-325頁)である。著者によると既往の研究では、1930年前後の家庭学校全体の感化教育の態様を研究するものではなく、その意味で、本章の研究価値は高いといえよう。昭和3年1月(63歳)

に、留岡は脳溢血の前兆というべき体調不良に見舞われ、昭和6年（67歳）には徳富蘇峰（1863—1957）との対談中、脳溢血の再発により右半身不随となり、校務から離れる。後継者として期待されたのは、心理学者だった四男の清男である（高瀬・前掲書201—202頁）。

第一節「北海道分校教頭兼家族長・留岡清男」、第二節「茅ヶ崎分校閉鎖と東京府代用感化院指定解除」から構成される。注目されるのは、清男が留岡の模索した「コロニー・システム」を「コロニー・プラン」へと変容させていく過程の描写である。このころ、感化教育界の認識としては、留岡が一貫して主張した「愛と信仰」の指導理念だけでは、少年指導は困難というもので、次第に調査や分析に基づくものが増えてゆくが、清男は「調査と分析に基づく処遇」には同意しながらも、調査研究は、心理学のおよび人類学のおよび社会学的なものに限られ、実際の処遇をどのようなものにするかに応えるものとなっていない点は、批判せざるを得ない。清男によれば、重要なのは、実際の処遇を可能にする教育原理としての労働原理であったが、具体的には「自給自足の原則」である。さらに、著者は、留岡幸助の「コロニー・システム」は、北海道分校で教育を受けた家庭学校の生徒が、北海道農場の小作となって独立し、家庭学校が創設した「新農村」の住民としてその地で生きていくことを期待するというものであったが、清男のいう「コロニー・プラン」は、農民として独立することを意識するのではなく、家庭学校生徒として労働により自然に働きかける経験と労働の成果に実感を伴う評価がなしうる経験をさせようとする教育計画であった、とまとめたうえで、自給自足の原理による教育コロニー・プランを具体化する場所として北海道分校の教育を改変しようとしたと分析される。

このような改革に対して、留岡幸助はおおむね同意していたが、清男はさらに恒常的に収支決算が赤字である現状を「事業形態そのものの破綻」としてとらえ、「最小限度の事業の縮小と最大限度の事業進捗の経済力」を図る必要があるとして、茅ヶ崎分校の閉鎖、代用感化院資格の返上、感化教育実践の場としては北海道分校だけを残す、という方向に向けて改革を進め、昭和7年、留岡は事業縮小の挨拶状を印刷し、名誉校長に就任し、家庭学校校長職は牧野虎次に引き継がれた。清男は家庭学校を辞した。以上の経緯が、細かく述べられたうえで、この時期は「近代日本の感化教育の草創期から指導的立場にあった

留岡幸助が唱え実践してきた感化教育施設のあり方が、法制度の改正も含めて新たな検討と転換を迫られている時代であったという意味においても、また家庭学校内の感化教育原理がコロニー・システムからコロニー・プランへと変容を迫られたという点においても、留岡幸助校長時代の終焉を意味していた」としめくられたうえで、終章に入ってゆく（298-325頁）。

16. 終章において、著者は本書における成果と今後の課題を明らかにする。成果としては、まず、既往の研究でほとんど用いられなかった資料群によって留岡の海外渡航の詳細な内容が判明したという点、留岡がアメリカの感化院制度に現実的モデルを見出し、ドイツのヴィッヘルンが創設したラウエハウスに「愛是最堅之牆壁」という理念モデルを見出して家庭学校を創設したという点。次いで、感化法との関係の中での家庭学校の入校、移動、退校等の動態、教職員の記録等を検討し、前述した諸内容の詳細が明確化された点がそれであり、結論として、感化教育の歴史の一端と新たな家庭学校史像を描いたものと、自己評価する。他方、今後の検討課題として、①留岡幸助と家庭学校が近代日本の感化教育に果たした役割、②小笠原への委託の実態解明、③第三次感化法の改正に関する動向とそこでの留岡幸助をはじめとする家庭学校関係者の働きや少年教護法案の準備期における留岡清男や小塩高恒の働き、④近代日本の感化教育史をあげて終章を結んでいる（326-336頁）。
17. 本書は、不良少年の保護、少年感化教育に大きな役割を果たしたと一般に評されている留岡幸助と家庭学校に関する包括的研究（末尾に、34頁にわたり、膨大な引用・参考資料一覧が掲げられている）であるにとどまらず、これまで使用されることのなかった、あるいは少なかつた資料を駆使して留岡幸助の終焉期にいたるまでの家庭学校の実相を広範囲に、細部にわたり詳細に明らかにした点に大きな意義がある。本書の基礎となった著者自らの先行研究14本が、あとがきに掲載されている（337-338頁）。本書の構成に当たり、カットした叙述・内容も少なくないように思われるが、いかにも惜しい気がする。

さて、感化院は、現在、児童自立支援施設と名を変えて存続し、実際には中

学生を中心とする義務教育中の児童に限って収容されているものの、家庭裁判所の扱う対象が原則として14歳以上の少年であるために、家庭裁判所が児童自立支援施設送致を活用できる余地は極めて少なく（澤登・前掲書198頁によると、家庭裁判所の扱う一般保護事件に対する終局決定に占める児童自立支援施設送致の比率は、毎年0.1パーセント程度である）、福祉的・教育的な働きかけによる少年の健全育成という留岡の初志が必ずしも生かされていない状況にあるのは遺憾としなくてはならないだろう。少年法と児童福祉法の規定（複雑すぎる）・運用上の連携の不十分さについても再考されなくてはならないと思われる。

また、現代の非行少年問題との関係で考えずにはいられないのが、近年続発し社会の耳目を引き付けた、少年による特異な殺人事件のことである。少年犯罪によって大切な妻子を惨殺されるという悲劇（平成11年のいわゆる光市母子殺人事件）を強いられた少年犯罪被害者遺族である本村洋氏は、「法は人間社会で守らなきゃならない最低限のことが書いてあるだけなのに、法の枠を逸脱した行為をするということは、相当外れたことをしていると思わなきゃいけない…だから礼儀や作法、文化、つまり慣習がすごく大事だと話します。普段から礼儀を守り、人を思いやり、社会の一員として社会に貢献しようという心根さえあれば、少年法の厳罰化なんて少年たちの生活には関係ないはずです。普段の生活からそういう躰をきちんとする積極的な積み重ねが、法を犯すまでに至らない人を育てることだと思います。むしろ、少年法が厳罰化されて焦らなければならないのは、社会を構成する大人たちであり、親たちだと思います。将来の社会を担う少年たちをどうやって非行に走らないように指導するか、教育するかということを今以上に真剣に考え、取り組まなければならなくなったと言えるでしょう」（藤井誠二編著・少年犯罪被害者遺族（中央公論新社、平成18年）179-180頁）と忍耐強く冷静に語っておられるが、もし、留岡が生きていれば、同じ事を言っていたのではないか。

他方、戦前においても宮城長五郎・法律善と法律悪（讀賣新報社出版部、昭和16年）280頁以下では、「何れの時代に於きましても少年に対しては、刑罰

よりも保護でなければならないのである。既に旧刑法に於ても保護のことが考えられていたのである。而しながらその保護の実施方法が悪かったために、監獄類似の制度になってしまったのであります…話を聞くに酷き方法で子供を遇して居たのである。今日、前科十犯とか二十犯とか云ふ者を調べてみますと、(旧刑法79条以下に規定され、主として8歳以上12歳未満の者で犯罪を犯した者を収容する)懲治場に居た者が多いのであります。即ちこの懲治場なるものは一種の犯罪学校の観を呈して了ったのである。懲治場に入ると云ふと、却って悪いことを覚えて帰って来る。以前にも増して悪の程度が強くなって帰って来る。それが懲治場の根本的失敗であった。この懲治場が明治十五年に行はれて、…明治十八年に至ると云ふと、感化院なるものが出来た…即ち懲治場なるものが如何にも「義」に偏した方法で、冷たい待遇を不良少年にしてゐたから、宗教家が温かき手で子供に教養を施すという考へでこの感化院なるものを工夫した…」と記述されている。著者である大審院検事・司法大臣を歴任し、更生保護をライフワークとした宮城長五郎(1878-1942)も、すでに明治30年代において厳格主義が支持を失ってしまっており、もはや普遍的重要性を有する保護教育主義からは後戻りできないことを指摘している(愛護思想)。

もっとも、司法省における少年保護の内実は、昭和12年以降の戦時色の深まりとともに、少年ひとりひとりの人格陶冶という課題を慌ただしく素通りして、戦時体制に献身させるための鍛錬練成に重点が置かれる(教化思想)という、たぶん宮城からするとびっくりするような唐突な急変ぶりを極めて短期間の間に示し、そのまま終戦に至るのだが、戦争がもたらす悲劇の一面であろう(守屋・前掲書142-150)。

さらに、巨視的にみるとキリスト教的立場に立ちながらも、宗教的側面を前面に出さず、むしろ二宮尊徳のような土着思想を加えて人格主義を掲げた留岡幸助の事業は、今日においてこそ世俗法たる教育基本法1条に規定された「人格の完成」という文言とのつながりにおいて考究されるべきなのかもしれない(なお、明治以降の日本における人格という言葉の内実を探求する労作として、佐古純一郎・近代日本思想史における人格観念の成立(朝文社、平成7年)12頁以下参照)。

最後になるが、結局、刑事政策的に最も問題なのは、主に留岡幸助の言い方を借りれば「厳悪少年」、それも上記のような特異な殺人を犯す今日的な意味での「厳悪少年」の処遇なのだろう（いわゆる「神戸児童連続殺傷事件」の加害者に関する草薙厚子・少年A矯正2500日全記録（文藝春秋、平成18年）11頁以下参照）。

そのような「厳悪少年」は、統計的には必ずしも多くはないものの、被害の実質に深刻なものが伴いがちであり、そうした悪質犯罪を行う少年たちに関する犯罪原因とその対策の解明は不断に継続されなくてはならず、また、殺人・強盗のような凶悪事件においてこそ家庭裁判所による児童自立支援施設送致決定の比率は高いことから、「厳悪少年」は今日においても児童自立支援施設の大きな課題である（澤登・前掲書54頁）。

思うに、不良少年に対して人格主義・教育主義に徹しようとした留岡幸助の事業は、たとえ歯がゆい「蝸牛の歩み」ではあるにせよ、たいていの場合、基本的に今日においても示唆されるべき事柄が多いと言わざるを得ず、児童自立支援施設や少年院に対して少年処遇の王道を提供するものといえよう。本書は、そのことを確信させてくれる好著である。

18. 留岡幸助の死は劇的である。留岡の病状が悪化したとの知らせを受けた「心友」の有馬四郎助は、その枕頭にかけた。留岡の臨終の近いことを察知し、有馬は「いよいよ俺が留岡のとむらいをすることになるのかなあ」と淋しげにつぶやき、葬儀委員長になることを引き受けた。思えば、明治24年、有馬が担当した北海道中央道路の難工事の最中に、留岡が突如現れ、寒さや病気に苦しむ囚人たちに向かって教誨をおこなったとき、囚人たちはひどく喜んだ。次々に工事現場で水腫病で倒れてゆく囚人たちを目の当たりにして心が折れそうになっていた有馬にとって、留岡の助太刀はありがたかったに違いない。

そんなふうに、留岡との思い出が有馬の想念のなかを駆けめぐっていたことであろう。有馬は留岡邸を辞して、講演の予定がある千葉刑務所に向かった。講演後、職員を相手に深更まで碁を打っているときだった。死は突然来た。有馬は、碁盤を抱えるように突っ伏し、そのまま死亡した。脳溢血である。昭和9年2月4日深夜零時20分（享年70）。翌5日朝6時40分、留岡もまた有馬に

1日遅れて死去した(享年69)。有馬は、予想に反して留岡の葬儀委員長ではなく、黄泉路の先導者となってしまったようだ。二人の葬儀が、合同葬儀となったのはもちろんである(高瀬・前掲書207-208頁)。

しかし北海道家庭学校は、昭和43年に東京家庭学校から分離独立して今も活動を続けている(公式ホームページ <http://kateigakko.org/new/#contents>)。